



栃木県公報

平成30(2018)年
10月12日(金)
号 外
第 50 号

目 次

条 例

○栃木県地方創生拠点整備基金条例の制定	3
○栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正	4
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正	5
○栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正	10
○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	14
○栃木県建築基準条例等の一部改正	15

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県地方創生拠点整備基金条例の制定（栃木県条例第33号）

まち・ひと・しごと創生法第1条に規定するまち・ひと・しごと創生に資する施設の整備等を推進することを目的とする栃木県地方創生拠点整備基金（以下「基金」という。）を設置するため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 積立て（第2条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとしました。

2 処分（第5条関係）

基金は、基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとしました。

3 その他

基金の管理に関し必要な事項を定めることとしました。

4 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。

(2) この条例は、平成32（2020）年3月31日限り、その効力を失うこととしました。

◇栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正（栃木県条例第34号）

1 公職選挙法の一部改正に伴い、栃木県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成について公費負担ができることとし、その公費負担額の算定方法及び支払手続について栃木県知事の選挙における選挙運動用ビラの作成と同様の内容を定めることとしました。（第1条、第6条及び第8条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成31（2019）年3月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正（栃木県条例第35号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務を追加すること等のため、次のとおり改正することとしました。

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例関係

(1) 県の執行機関が個人番号を利用することができる事務として、次に掲げる事務を追加することとしまし

た。(別表第1関係)

ア 配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに対する高等学校卒業程度認定に係る試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

イ 栃木県高等学校等修学資金貸与条例による修学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

ウ 栃木県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例による修学奨励費の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

(2) (1)のアの事務について、県の執行機関内で特定個人情報の授受を行うことができる場合を定めることとしました。(別表第2関係)

(3) (1)のイの事務について、県の執行機関が他の執行機関に特定個人情報を提供することができる場合を定めることとしました。(別表第3関係)

(4) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例関係

(1) 知事が都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務として、1の(1)のアの事務を追加することとしました。(別表第1関係)

(2) 知事が教育委員会に対し都道府県知事保存本人確認情報を提供する事務として、1の(1)のイ及びウの事務を追加することとしました。(別表第2関係)

3 施行期日

この条例は、一部を除き、平成31(2019)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正(栃木県条例第36号)

地域再生法等の一部改正に伴い、同法第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、一定の施設を設置した者について、県税の課税免除措置を講ずること等のため、次のとおり改正することとしました。

1 地方活力向上地域内において地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って一定の設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税を免除することができることとしました。(第3条関係)

2 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である大規模の償却資産に対して課する当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度分の固定資産税を免除することができることとしました。(第4条関係)

3 所要の規定の整備をすることとしました。

4 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

(3) 栃木県県税条例等の一部を改正する条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(栃木県条例第37号)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 養護老人ホームを本体施設とするサテライト型養護老人ホームの医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができることとしました。

2 サテライト型養護老人ホーム(盲養護老人ホーム等を除く。)の主任生活相談員については、常勤換算方法で1以上とすることとしました。

3 指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)等の事業を行う養護老人ホーム(盲養護老人ホーム等を除く。)等の看護職員については、常勤換算方法で1以上とすることとしました。

4 養護老人ホームを本体施設とするサテライト型養護老人ホームの栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設の栄養士又は調理員、事務員その他の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができることとしました。

(以上第13条関係)

5 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県建築基準条例等の一部改正(栃木県条例第38号)

建築基準法(以下「法」という。)の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県建築基準条例関係

(1) 大規模な建築物等の敷地と道路との関係に関する栃木県建築基準条例の規定が適用除外となる建築物

に、法による接道規制（以下「接道規制」という。）の適用除外に係る認定を受けた建築物を加えることとしました。（第7条関係）

(2) 栃木県建築基準条例の規定が適用除外となる建築物に、法による設置期間の特例（以下「設置期間の特例」という。）として建築の許可を受けた国際的な規模の競技会等の用に供する仮設建築物を加えることとしました。（第45条関係）

(3) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県手数料条例関係

(1) 接道規制の適用除外に係る建築の認定申請手数料を新設することとしました。

(2) 設置期間の特例を受ける国際的な規模の競技会等の用に供する仮設建築物に係る建築の許可申請手数料を新設することとしました。

(3) 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表第1関係）

3 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例関係

(1) 接道規制の適用除外に係る建築の認定申請の受理等に係る事務を新たに市町（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市及び那須塩原市を除く。以下同じ。）が処理することとしました。

(2) 設置期間の特例を受ける国際的な規模の競技会等の用に供する仮設建築物に係る建築の許可申請の受理等に係る事務を新たに市町が処理することとしました。

(3) 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表第1関係）

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

一 栃木県地方創生拠点整備基金条例

二 栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例

四 栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

五 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

六 栃木県建築基準条例等の一部を改正する条例

平成三十年十月十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十三号

栃木県地方創生拠点整備基金条例

(設置)

第一条 国が県に交付する地方創生拠点整備交付金により、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百二十六号）第一条に規定するまち・ひと・しごと創生に資する施設の整備等を推進するため、栃木県地方創生拠点整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

(総合政策課)

栃木県条例第三十四号

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年栃木県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第四百四十一条第八項、第四百四十二条第十一項及び第四百四十三条第十五項の規定に基づき、栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における法第四百四十一条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、<u>法第四百四十二条第一項第三号及び第四号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）</u>の作成並びに法第四百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（栃木県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」と総称する。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第四百四十一条第八項、第四百四十二条第十一項及び第四百四十三条第十五項の規定に基づき、栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における法第四百四十一条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、<u>法第四百四十二条第一項第三号のビラ（栃木県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。）</u>の作成並びに法第四百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（栃木県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」と総称する。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p>
<p>第六条 候補者は、第八条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第四百四十二条第一項</p>	<p>第六条 候補者（栃木県知事の選挙における候補者に限る。）は、第八条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第四百四十二条第一項</p>

第三号又は第四号の選挙の区分に応じそれぞれ同項第三号又は第四号に定める枚数を超える場合には、それぞれ同項第三号又は第四号に定める枚数) を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第八条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号又は第四号の選挙の区分に応じそれぞれ同項第三号又は第四号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一・二 略

第三号
に定める枚数を
超える場合には、同号
に定める枚数) を乗じて得た金額の
範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成す
ることができる。この場合においては、第
二条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第八条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号
に定める枚
数の範囲内のものであることにつき、委員
会の定めるところにより、当該候補者から
の申請に基づき、委員会が確認したものに
限る。)を乗じて得た金額を、第六条後段
において準用する第二条ただし書に規定す
る要件に該当する場合に限り、当該ビラの
作成を業とする者からの請求に基づき、当
該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一・二 略

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。
- 2 改正後の栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される栃木県議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された栃木県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

(市町村課)

栃木県条例第三十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年栃木県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一 (第二条関係)		別表第一 (第二条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
一 略		一 略	
二 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する配偶者のない者で現に見養を扶養しているものに対する高等学校卒業程度認定に係る試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務(以下「ひとり親高等学校卒業程度認定試験給付金支給事務」という。)であつて規則で定めるもの		
三・四 略		二・三 略	
五 教育委員会	栃木県高等学校等修学資金貸与条例(平成十四年栃木県条例第三号)による修学資金の貸与に関する事務(以下「高等学校等修学資金貸与事務」という。)であつて規則で定めるもの		
六 教育委員会	栃木県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例(昭和五十年栃木県条例第二号)による修学奨励費の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの		

七 略

別表第二(第二条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
一 略		
二 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施に関する事務(以下「外国人生活保護実施等事務」という。)であつて規則で定めるものの	<p>3 1・2 略</p> <p>3 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であつて規則で定めるもの</p> <p>4 母子及び父子並びに寡婦福祉法</p> <p>による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>5 略</p> <p>6 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二</p>

四 略

別表第二(第二条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
一 略		
二 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施に関する事務(以下「外国人生活保護実施等事務」という。)であつて規則で定めるものの	<p>3 1・2 略</p> <p>3 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>であつて規則で定めるもの</p> <p>4 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>5 略</p> <p>6 雇用対策法</p> <p>(昭和四十一年法律第百三十二</p>

別表第三 (第三条関係)

情報照会 機関	事務	情報提 供機関	特定個人情 報
一・二 略			
三 教育 委員会	高等学校 等修学資 金貸与事 務であつ て規則で 定めるも の	知事	外国人生活 保護関係情 報であつて 規則で定め るもの
四 教育 委員会	特別支援 学校への 就学奨励 に関する 法律によ る特別支 援学校へ の就学の ため必要	知事	外国人生活 保護関係情 報であつて 規則で定め るもの

三・四 略	五 知事	ひとり親高 等学校卒業 程度認定試 験給付金支 給事務であ つて規則で 定めるもの	児童扶養手当関 係情報であつて 規則で定めるも の	号)による職 業転換給付金 の支給に関す る情報であつ て規則で定め るもの 7 13 略
六・七 略				

別表第三 (第三条関係)

情報照会 機関	事務	情報提 供機関	特定個人情 報
一・二 略			
三 教育 委員会	特別支援 学校への 就学奨励 に関する 法律によ る特別支 援学校へ の就学の ため必要	知事	1 生活保 護法によ る保護の 実施又は 就労自立 給付金の 支給に関 する情報 (以下

三・四 略	五・六 略	号)による職 業転換給付金 の支給に関す る情報であつ て規則で定め るもの 7 13 略
-------	-------	--------------------------------------------------------------------

五 教育 委員会	特別支援 教育就学 奨励費補 助金支弁 事務で あつて規 則で定め るもの	知事	外国人生活 保護関係情 報であつて 規則で定め るもの	な経費の 支弁に関 する事務 であつて 規則で定 めるもの
四 教育 委員会	特別支援 教育就学 奨励費補 助金支弁 事務で あつて規 則で定め るもの	知事	1 生活保 護関係情 報であつ て規則で 定めるも の 2 外国人 生活保護 関係情報 であつて 規則で定 めるもの	な経費の 支弁に関 する事務 であつて 規則で定 めるもの

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正)

第二条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(平成二十年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一 (第二条関係) 一〜四 略 五 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに対する高等学校卒業程度認定に係る試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>別表第一 (第二条関係) 一〜四 略</p>

別表第二 (第三条関係)

知事以外の 執行機関	事 務
一 教育委 員会	栃木県高等学校等修学資金貸 与条例(平成十四年栃木県条 例第三号)による修学資金の 貸与に関する事務であつて規 則で定めるもの
二 略	
三 教育委 員会	栃木県高等学校定時制課程及 び通信制課程修学奨励費貸与 条例(昭和五十年栃木県条例 第二号)による修学奨励費の 貸与に関する事務であつて規 則で定めるもの
四 六 略	

別表第二 (第三条関係)

知事以外の 執行機関	事 務
一 略	
二 三 四 略	

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例別表第二の二の項の改正規定(同項下欄6に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(行政改革推進室)

栃木県条例第三十六号

栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例(平成二十八年栃木県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>栃木県地方活力向上地域における県税 の課税免除及び不均一課税に関する条 例 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地域再生法(平成十七</p>	<p>栃木県地方活力向上地域における県税 の不均一課税に関する条例 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地域再生法(平成十七</p>

年法律第二十四号。以下「法」という。) 第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第五号イに規定する地方活力向上地域(以下「地方活力向上地域」という。)内における県税の課税免除及び不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業税の不均一課税)

第二条 知事は、地方活力向上地域内において法第五条第十八項(法第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第五条第一項の地域再生計画(同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定により同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者(同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。)第二条第一号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日(以下「供用日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第三条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号。以

年法律第二十四号。以下「法」という。) 第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第五号イに規定する地方活力向上地域(以下「地方活力向上地域」という。)内における県税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業税の不均一課税)

第二条 知事は、地方活力向上地域内において法第五条第十八項(法第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第五条第一項の地域再生計画(同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定により同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者(同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。)第二条第一号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日(以下「供用日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第三条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号。以

下「県税条例」という。)第六十三条及び
県税条例附則第二十四条の二又は同条の規
定により読み替えて適用される県税条例附
則第二十四条の規定により読み替えて適用
される県税条例第五十六条の規定にかかわ
らず、当該各条に規定する税率に、次の各
号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、
当該各号に定める割合を乗じた税率とする
ことができる。

一〜三 略

(不動産取得税の課税免除)

第三条 知事は、特別償却設備設置者につい
て、当該特別償却設備である家屋及びその
敷地である土地の取得(公示日以後の取得
に限り、かつ、土地の取得については、そ
の取得の日の翌日から起算して一年以内に
当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着
手があった場合における当該土地の取得に
限る。)に対して課する不動産取得税を免
除

することができる。

(固定資産税の課税免除及び不均一課税)

第四条 知事は、特別償却設備設置者につい
て、当該特別償却設備である県税条例第百
二十七条に規定する大規模の償却資産(公
示日以後に取得したものに限る。以下「大
規模償却資産」という。)に対して課する
供用日の属する年の翌年の四月一日を初日
とする年度分の固定資産税を免除すること
ができる。

2) 知事は、特別償却設備設置者について、
当該特別償却設備である大規模償却資産

に対して課
する固定資産税の税率を、県税条例第百二
十九条の規定にかかわらず、同条に規定す
る税率に、次の各号に掲げる年度の区分に
応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率
とすることができる。

下「県税条例」という。)第六十三条及び
県税条例附則第二十四条の二又は同条の規
定により読み替えて適用される県税条例附
則第二十四条の規定により読み替えて適用
される県税条例第五十六条の規定にかかわ
らず、当該各条に規定する税率に、次の各
号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、
当該各号に定める割合を乗じた税率とする
ことができる。

一〜三 略

(不動産取得税の不均一課税)

第三条 知事は、特別償却設備設置者につい
て、当該特別償却設備である家屋及びその
敷地である土地の取得(公示日以後の取得
に限り、かつ、土地の取得については、そ
の取得の日の翌日から起算して一年以内に
当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着
手があった場合における当該土地の取得に
限る。)に対して課する不動産取得税の税
率を、県税条例第七十七条及び附則第二十
五条の規定にかかわらず、当該各条に規定
する税率に、それぞれ十分の一を乗じた税
率とすることができる。

(固定資産税の不均一課税)

第四条

① 知事は、特別償却設備設置者について、
当該特別償却設備である県税条例第百二十

七条に規定する大規模の償却資産(公示日
以後に取得したものに限る。)に対して課
する固定資産税の税率を、県税条例第百二
十九条の規定にかかわらず、同条に規定す
る税率に、次の各号に掲げる年度の区分に
応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率
とすることができる。

一 供用日の属する年の翌年の四月一日を
初日とする年度 十分の一

<p>一 前項の 年度の翌年度 四分の一</p> <p>二 前項の 年度の翌々年度 二分の一</p> <p>(課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第五条 前三条の規定による県税の課税免除又は不均一課税を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請しなければならない。</p>	<p>二 前号に掲げる年度の翌年度 四分の一</p> <p>三 第一号に掲げる年度の翌々年度 二分の一</p> <p>(不均一課税の申請)</p> <p>第五条 前三条の規定による県税の不均一課税を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請しなければならない。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第三条及び第四条の規定は、平成三十年六月一日以後に特別償却設備（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）第二条第一号に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）を新設し、又は増設した者について適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

(栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正)</p> <p>第九条 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条中「第六十三条及び県税条例附則第二十四条の二又は同条の規定により読み替えて適用される県税条例附則第二十四条の規定により読み替えて適用される県税条例第五十六条」を「第五十六条（県税条例附則第二十四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第六十三条」に改める。</p> <p>(栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>附 則</p> <p>(栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)</p> <p>第九条 栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条中「第六十三条及び県税条例附則第二十四条の二又は同条の規定により読み替えて適用される県税条例附則第二十四条の規定により読み替えて適用される県税条例第五十六条」を「第五十六条（県税条例附則第二十四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第六十三条」に改める。</p> <p>(栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p>

第十条 附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる法人の事業税についての前条の規定による改正前の栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる法人の事業税についての前条の規定による改正前の栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

(税務課)

栃木県条例第三十七号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第一項、第二項、第八項、第九項及び第十一項の常勤換算方法とは、当該職員それぞれの延べ勤務時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員員数に換算する方法をいう。</p> <p>5 略</p> <p>6 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7 略</p> <p>8 前項本文の規定にかかわらず、第一項第三号ロの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第一項、第二項、第八項及び第十項の常勤換算方法とは、当該職員それぞれの延べ勤務時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員員数に換算する方法をいう。</p> <p>5 略</p> <p>6 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7 略</p>

換算方法で、一以上とする。

9| 略

10| 第一項第五号又は第二項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第二項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。

11| 略

12| 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

二 五 略

8| 9| 略

10| 第一項第五号又は第二項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第二項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム

にあつては、常勤換算方法で、一以上とする。

11| 略

12| 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一 四 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢対策課)

栃木県条例第三十八号

栃木県建築基準条例等の一部を改正する条例

(栃木県建築基準条例の一部改正)

第一条 栃木県建築基準条例（昭和五十七年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、<u>法第四十三条第三項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定</u>に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第七条 建築物の敷地は、三階以上の建築物（三階建専用住宅を除く。）にあつては道路に四メートル以上、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計）が千平方メートルを超える建築物にあつては道路に六メートル以上接しなければならない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当する</u></p> <p style="text-align: center;">場合は、この限りでない。</p> <p>一 <u>法第四十三条第二項第一号の規定による認定を受けたとき。</u></p> <p>二 <u>法第四十三条第二項第二号の規定による許可を受けたとき。</u></p> <p>三 <u>その他建築物の敷地及び周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がない旨の知事の認定を受けたとき。</u></p> <p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第四十五条 この条例の規定は、<u>法第八十五条第五項又は第六項の規定による許可を受けた仮設建築物については、適用しない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、<u>法第四十三条第二項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定</u>に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第七条 建築物の敷地は、三階以上の建築物（三階建専用住宅を除く。）にあつては道路に四メートル以上、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計）が千平方メートルを超える建築物にあつては道路に六メートル以上接しなければならない。ただし、<u>法第四十三条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合又はその敷地及び周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がない旨の知事の認定を受けた場合</u>は、この限りでない。</p> <p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第四十五条 この条例の規定は、<u>法第八十五条第五項の許可</u>を受けた仮設建築物については、適用しない。</p>

(栃木県手数料条例の一部改正)

第二条 栃木県手数料条例（昭和三十一年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)		別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)	
事務	金額	事務	金額
一〇四百二十五の五 略		一〇四百二十五の五 略	
四百二十五の六 建築基準法第四十三条第二項第一号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	二万七千円		
四百二十六 建築基準法第四十三条第一項第二号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	略	四百二十六 建築基準法第四十三条第一項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	略
四百二十七〇四百五十 略		四百二十七〇四百五十 略	
四百五十の二 建築基準法第八十五条第六項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	十六万円		
四百五十一〇五百十七 略		四百五十一〇五百十七 略	
備考 略		備考 略	

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第一 (第二条、第三条関係)	別表第一 (第二条、第三条関係)

一〇三三六の二 略	
<p>三十七 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百二十八号。以下この項において「政令」という。) 及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) (一) (六) 略</p> <p>(七) 法第四十三条第二項第一号の規定による認定の申請の受理等</p> <p>(八) 法第四十三条第二項第二号の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(九) 法第四十四条第二項第二号の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(十) (一) (二十七) 略</p> <p>(十一) (一) (二十六) 法第八十五条第三項の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(十二) (一) (二十九) 法第八十五条第五項の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(十三) (一) (三十一) 法第八十五条第六項の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(十四) (一) (三十一) (一) (三十八) 略</p>	略
三十七の二〇四十二 略	

一〇三三六の二 略	
<p>三十七 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百二十八号。以下この項において「政令」という。) 及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) (一) (六) 略</p> <p>(七) 法第四十三条第一項ただし書及び第四十四条第一項第一号の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(八) (一) (二十五) 略</p> <p>(九) (一) (二十六) 法第八十五条第三項及び第五項の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(十) (一) (二十七) (一) (三十四) 略</p>	略
三十七の二〇四十二 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築課)